議案第95号

平成30年7月豪雨に伴う災害関連緊急がけ崩れ対策事業分担金徴収条例 の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成30年12月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

平成30年7月豪雨に伴う災害関連緊急がけ崩れ対策事業分担金徴収条例 (趣旨)

第1条 この条例は、八幡浜市が行う災害関連緊急がけ崩れ対策事業に要する経費に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づいて徴収する分担金に関し必要な事項を定めるものとする。

(八幡浜市がけ崩れ防災対策事業分担金徴収条例の準用)

第2条 八幡浜市がけ崩れ防災対策事業分担金徴収条例(平成18年条例第55号)第2条から第6条までの規定は、前条の規定による分担金について準用する。この場合において、同条例第2条中「分担金は、愛媛県がけ崩れ防災対策事業補助金交付要綱に基づき」とあるのは「災害関連緊急がけ崩れ対策事業分担金(以下「分担金」という。)は、平成30年度愛媛県災害関連緊急がけ崩れ対策事業はとあるのは「災害関連緊急がけ崩れ対策事業」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの条例の規定に基づき行われた分担金の決定に係る事案については、同日後もなお従前の例による。

提案理由

平成30年7月豪雨に伴い実施する災害関連緊急がけ崩れ対策事業に関し、 受益者分担金の徴収の特例措置を講ずるため。